

鶴見区生涯学習推進会議設置要綱

(名称)

第1条 本会議は、鶴見区生涯学習推進会議（以下「推進会議」という）と称する。

(設置の目的)

第2条 生涯学習大阪計画の基本理念を区民に広めるとともに、区民が幅広く参加できる「まなびの場」づくりや、主体的に取り組む生涯学習活動を支援し、「まなび」を通じたつながりづくりに取り組む中で、総合的かつ効果的な生涯学習の推進を図ることを目的に、推進会議を設置する。

(事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 鶴見区における生涯学習推進事業への企画・参画と協力
- (2) その他区における生涯学習推進のための必要な事項に関すること

(組織)

第4条 推進会議は、委員で組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる団体の代表者（または推薦された者）により構成する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進会議には会長をおき、会長は、委員の中から選任する。

- 2 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。

(参与)

第6条 推進会議には参与をおき、鶴見区長を充てる。

- 2 参与は推進会議において意見をのべることができる。

(会議)

第7条 推進会議は、会長が委員を招集して開催し、その議長となる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、鶴見区役所において処理する。

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

- | | |
|----|------------------------|
| 附則 | この要綱は、平成30年6月5日から施行する。 |
| 附則 | この要綱は、令和3年6月28日から施行する。 |
| 附則 | この要綱は、令和4年7月7日から施行する。 |
| 附則 | この要綱は、令和5年6月6日から施行する。 |
| 附則 | この要綱は、令和6年5月30日から施行する。 |

団体名
鶴見区社会福祉協議会
地域活動協議会 緑ふれあいの家
鶴見北地域活動協議会
鶴見地域活動協議会
N P O 法人榎本地域活動協議会
今津地域活動協議会
茨田南地域活動協議会
茨田地域活動協議会
茨田東地域活動協議会
茨田北地域活動協議会
焼野地域活動協議会
茨田西地域活動協議会
横堤地域活動協議会
鶴見区体育厚生協会
鶴見区スポーツ推進委員協議会
鶴見区地域女性団体協議会
鶴見区青少年指導員協議会
鶴見区青少年福祉委員協議会
鶴見区子ども会育成連合協議会
鶴見区P T A協議会
鶴見区視聴覚教育協議会
鶴見区身体障害者福祉協会
鶴見区老人クラブ連合会
鶴見区人権啓発推進員連絡会
鶴見区小学校幹事校
鶴見区中学校幹事校
鶴見区生涯学習推進員連絡会